平成２７年（フ）第２９号
山口県山陽小野田市旭町１丁目６番46号
債務者　伊藤　三枝
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３４号
山口県宇部市開６丁目23番１―502号猿田市営住宅
債務者　萩原真紀子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１２９号
北九州市八幡西区熊手１丁目２番12―1201号、住民票上の住所福岡県中間市深坂２丁目16番７号
債務者　矢野　武志
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４９号
北九州市門司区吉志１丁目12番22号
債務者　中田ゆう子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５２号
佐賀県小城市三日月町樋口1278番地８、前住所佐賀市西田代１丁目５番３号
債務者　宮原　千晶
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３号
佐賀県小城市三日月町樋口1278番地８、前住所佐賀市西田代１丁目５番３号
債務者　焼鳥とりまること　宮原　知之
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
佐賀県鹿島市大字井手1577番地
債務者　吉田　桂也
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２０５４号
愛知県春日井市岩野町２丁目２番地10　サニー・ブルック102号室
債務者　波多野美代子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５号
佐賀県伊万里市南波多町笠椎1791番地２
債務者　前田　芳史
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４１号
鹿児島県垂水市田神1886番地６
債務者　神﨑　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
熊本市南区近見８丁目13番63―107号　雇用促進住宅３号棟
債務者　岡本　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３８号
熊本市南区城南町下宮地391―２　城南ヒルズ201号、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町浦川内170番地１
債務者　廣田　照巳
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５８号
広島県福山市能島３丁目２番１―201号
債務者　下江　健太
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１５２号
北九州市八幡西区医生ケ丘２番10号
債務者　上野　智嗣
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２３号
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目17番２号　ヴィラ今井305号
債務者　和田恵美子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２０号
山口県防府市桑南１丁目14番16号
債務者　立石美代子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
北海道帯広市西22条南１丁目９番地56　ウエスト22・203号室
債務者　笹島　治志
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係